

7. 会議開催記録

7. 1 運営委員会

(1) 運営委員会活動報告

平成 21 年度

第 1 回「神縄・国府津－松田断層帯における重点的な調査観測」運営委員会議事概要

日時 平成 21 年 8 月 25 日(火) 13:30～17:00
場所 東京大学地震研究所 3階会議室(1号館)
議事 1. 今年度の調査観測の概要について
2. その他

第 2 回「神縄・国府津－松田断層帯における重点的な調査観測」運営委員会議事概要

日時 平成 22 年 3 月 12 日(金) 13:30～17:00
場所 東京大学地震研究所 3階会議室(1号館)
議事 1. 今年度の調査観測の報告
2. その他

平成 22 年度

第 1 回「神縄・国府津－松田断層帯における重点的な調査観測」運営委員会議事概要

日時 平成 22 年 10 月 5 日(火) 13:00～16:30
場所 東京大学地震研究所 3階会議室(1号館)
議事 1. 今年度の調査観測の概要について
2. その他

第 2 回「神縄・国府津－松田断層帯における重点的な調査観測」運営委員会議事概要

場所 メールにて意見交換
議事 1. 今年度の調査観測の報告
2. その他

平成 23 年度

第 1 回「神縄・国府津－松田断層帯における重点的な調査観測」運営委員会議事概要

日時 平成 23 年 9 月 22 日(木) 13:30～17:10
場所 東京大学地震研究所 3階会議室(1号館)
議事 1. 今年度の調査観測の概要について
2. その他

第 2 回「神縄・国府津－松田断層帯における重点的な調査観測」運営委員会議事概要

日時 平成 24 年 3 月 29 日(木) 13:30～17:10
場所 東京大学地震研究所 3階会議室(1号館)
議事 1. 3年間の調査観測のまとめ報告
2. その他

(2) 検討会活動報告

平成 21 年度

神縄・国府津－松田断層帯の為の検討会

日時 平成 21 年 11 月 10 日(火) 13:00～11 日(水) 16:00

場所 神奈川県温泉地学研究所

- 一日目
1. 各演者講演
 2. 集中討論
- 「変動地形・地質プロジェクトを考える」
「海底活断層プロジェクトを考える」
「富士山南東麓の伏在活断層を考える」
「相模湾断裂はあるか？」

二日目 現地見学(巡検)

平成 22 年度

神縄・国府津－松田断層帯の為の検討会

日時 平成 22 年 12 月 10 日(金) 9:30～12:30

場所 東京大学地震研究所 3階会議室(1号館)

1. 各演者講演
 2. 集中討論
- 「断層モデル構築の為の検討会」

平成 23 年度

神縄・国府津－松田断層帯の為の検討会

日時 平成 23 年 8 月 8 日(月) 13:30～17:00

場所 東京大学地震研究所 3階会議室(1号館)

1. 強震動予測における進捗状況
2. 強震動手測の為の断層モデルについての議論

平成 21 年 6 月 25 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、「神縄・国府津－松田断層帯における重点的な調査観測」を効果的に推進するため、神縄・国府津－松田断層帯調査研究運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、本プロジェクトの研究に関する重要事項を審議し、関係研究機関（者）間の連携を緊密にし、もってその有効な推進を図ることを目的とする。

(任務)

第 3 条 前条に定める目的を達成するため、委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 本プロジェクトに関わる研究計画
- (2) 委員会の構成員
- (3) その他、研究推進に関わる事項

(構成)

第 4 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる職員の中から地震研究所長が委嘱する。

- (1) 本プロジェクトに参加する者若干名
- (2) 上記以外の有識者若干名
 - 2 必要に応じて、オブザーバーの参加を認める。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 7 条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(研究支援組織)

第8条 研究の円滑な推進と機能的な連携関係を保つため、地震研究所 地震火山噴火予知研究推進センターに研究支援組織を持つものとする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、地震研究所において処理する。

(委員会の期限)

第10条 委員会の期限は本プロジェクトの終了までとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

1. この規則は、平成21年6月25日から施行する。
2. この規則の施行によって委嘱された最初の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

神縄・国府津-松田断層帯調査研究運営委員会の構成

○委員

1. コア6機関の研究者

東京大学地震研究所	岩崎 貴哉 (研究代表者)
東京大学地震研究所	佐藤 比呂志 (サブテーマ 1-a)
東京大学地震研究所	瀬瀬 一起 (サブテーマ 3)
東北大学大学院理学研究科	今泉 俊文 (サブテーマ 2-b)
神奈川県温泉地学研究所	明田川 保 (サブテーマ 1-c 及び 2-c)
東京工業大学	
火山流体研究センター	小川 康雄 (サブテーマ 1-d)
防災科学技術研究所	松原 誠 (サブテーマ 1-b)
産業技術総合研究所	
活断層・地震研究センター	丸山 正 (サブテーマ 2-a)

2. 有識者

東北大学大学院理学研究科	松澤 暢 (委員長)
横浜市立大学	
大学院国際総合科学研究科	吉本 和生

○オブザーバー

- 1 (委託元) 文部科学省研究開発局地震・防災研究課
- 2 (事務局) 東京大学地震研究所
- 3 (研究者、有識者等)